不適切な
オーサーシップ

盗　用

改ざん

捏　造

カラ出張

カラ謝金

二重請求

預け金

STOP!
研究不正

STOP!
研究費不正

さくまサン

GAKUSHUIN UNIVERSITY

©'12,'22 Gakushuin

研究費の使用ルールについての相談窓口

学習院大学 学長室研究支援センター
TEL 03-5992-1228　内線 6704
E-mail ken9-off@gakushuin.ac.jp

研究活動の不正行為、
研究費の不正使用に係る通報窓口

学習院大学 学長室経営企画課
TEL 03-5992-1003　内線 2253
E-mail keiei-kikaku@gakushuin.ac.jp

参考：学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程／学習院大学における研究費等に係る不正使用の防止等に関する規程

研究活動に従事するに当たり、公正な研究の推進、研究費の適正な使用・管理を遵守することは研究者にとって重要な責務となります。
多様な形態の不正行為があることを認識し、
本学の不正防止対策について理解の上、適正な研究活動を実施してください。

01 不正行為事例

捏造（Fabrication）

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

事例：実験、調査、インタビューなど実際行っていないにもかかわらず、架空のデータや検証結果などでレポートや論文などに記載すること。

盗用（Plagiarism）

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

事例①：活字媒体（書籍・雑誌等）やWEBサイト等に掲載された他人の文章（無署名であっても）や資料等を出典を示さずにそのまま使い（コピー&ペースト）、レポート・論文を作成すること。
事例②：引用した部分を具体的に示さず、レポート・論文の最後に「○○参照」などと簡単に触れるにとどめること。
事例③：他人が作成した文章をあたかも自分が作成したかのごとく見せかけて、レポート・論文を作成すること。

＊「捏造」「改ざん」「盗用」の3種類の不正行為は、文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの中で「特定不正行為」と位置付けられています。

改ざん（Falsification）

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

事例：論文に記載する画像、データ、グラフなどについて、研究者が証明しようとしている結論に無理に合わせるために、ありのままのものから書き換えること。

＊「捏造」と「改ざん」は定義上区分されていますが、実際は両者が混在したケースもあり、区分が難しいことがあります。

研究費の不正

預け金：架空の取引により大学に代金を支払わせ、それを取引業者等に管理させること。
カラ出張：意図して実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること。
カラ謝金：意図して実態の伴わない作業謝金を大学に支払わせること。
二重請求：他機関から旅費の支給を受けたにも拘わらず、所属先に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受給すること。時給制の研究補助者等の謝金について、研究資金から支給を受けたにもかかわらず、他の研究資金から同一又は一部重複した勤務時間で請求し、二重に受給すること。

その他

不適切なオーサーシップ：著者としての資格がないのに著者として掲載されていたり、逆に著者としての資格がありながら、著者に加えられていないこと。

二重投稿：著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一情報を投稿し、発表すること。

02 研究活動上の不正行為を防ぐために（研究者の責務）

公正な研究	社会からの信頼と負託の上に研究活動が成り立っていることを自覚し、共同研究における各研究者間での役割分担や責任を明確化するとともに、研究データの適正な保存と厳正な取扱いを徹底するようにしてください。
研究成果の発表	客観的で検証可能なデータ･資料を提示しつつ研究成果を科学コミュニティへ公開するようにしてください。
研究費の適正な使用と管理	研究費は国民の税金や学生生徒納付金等を原資として成り立っていることを認識し、適正な使用と管理が社会的責務であり、一個人による不正使用が、本学全体の教育研究活動の停滞と社会的信用の失墜に直結する行為であることをよく自覚してください。
法令等の遵守	研究実施にあたっては、法令や関係規則のほか、本学が定める各種規程等を遵守してください。
不正行為疑惑への説明責任	不正行為の疑惑をかけられるようなことがあれば、自己の責任において科学的根拠を示し、説明できるようにしてください。

03 罰　則

文部科学省ガイドライン

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

- 科学研究費助成事業（科研費）：研究費の返還（全額または一部、不正使用分+加算金）、一定期間、応募資格の停止、他の競争的資金への応募資格停止、氏名を含む不正な使用の概要の原則公表＊刑事罰の対象となる可能性があります。
- 他の競争的資金における不正使用に関しても同様の措置を受けることがあります。

04 本学の取組み

学習院大学における研究費等の不正使用等防止策

ルール等の整備

- 学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針を定め公表しています。
- 学習院大学における規程･規範等を制定しています。

責任体制の明確化

- 管理責任体制（責任と権限）をホームページにて公表しています。
- 不正を防止するための管理運営体制を整備しています。

不正発生を事前に防止する取組

- コンプライアンス教育を実施し、これを義務化しているほか、受講者からは不正使用を行わず、万一不正を行った場合には法的責任を負担する旨の誓約書を徴取しています。

不正使用発生要因の把握と改善

- 研究費の適正な運用及び管理体制を整備するために「学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針」を策定し、継続的に見直しつつ着実に実施しています。

不正使用事案に対する調査手続きの明確化

- 調査手続についての内規を定めて公開し、明確にしています。また、一定程度の取引のある取引会社等からは公正な取引を行う旨の誓約書を徴取している他、研究費の執行と管理に関わる部局や内部監査室によるモニタリングを実施するなど、研究費の適切な執行管理に努めています。